

自動車道事業会計規則の一部を改正する省令について

平成 18 年 5 月
自動車交通局

1. 背景

自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号。以下、「規則」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第68条の2の規定に基づき、自動車道事業者が会計処理の際に拠るべき勘定科目の分類、帳簿書類の様式等を定めているものであり、事業の特殊性に鑑み、作成すべき帳簿書類の名称、記載事項その他の点において、商法（明治32年法律第48号）による計算書類と異なる様式を定めています。

今般、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）その他の法令が施行されたことに伴い、事業者が作成すべき計算書類が改められたことから、自動車道事業会計規則についても見直しを行い、所要の改正を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

主な改正の内容は、以下の通り。

(1) 作成すべき帳簿書類の見直し

利益処分計算書（第2号様式）、資本金増減明細表（第11号様式）、準備金増減明細表（第12号様式）を削除し、株主資本等変動計算書及び注記表を新たに様式として追加することを予定しています。

(2) 貸借対照表（第3号様式）の見直し

「資本の部」を「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「新株予約権」の部から構成される「純資産の部」に改め、それに伴い備考の規定についても改正することを検討しています。

(3) 損益計算書（第1号様式）の見直し

特別損失に「減損損失」を計上することとしたほか、前期繰越利益以下の項目についての表示を削除することを検討しています。

(4) 引用条文・用語の整理

会社法等の制定により、以下のような用語の整理が行われたことに伴い、勘定科目及び帳簿書類の様式において引用されている条文の置き換え、用語の整理等を行うことを予定しています。

「資本」→「資本金」、「営業権」→「のれん」、
「営業譲渡」→「事業譲渡」、「委員会等設置会社」→「委員会設置会社」
「親会社」「子会社」「支配株主」→「関係会社」として整理
「繰延資産」の細目について削除 等

(5) 会社類型に関する改正への対応

有限会社法（昭和13年法律第74号）の廃止によって、有限会社に係る制度が廃止されたことに伴い、有限会社の規定を削除することを予定しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成18年6月末

施行日：公布日施行